

介保発第 001625 号
令和 5 年 (2023 年) 3 月 29 日

各地域包括支援センター 様
各居宅介護支援事業所 様
各小規模多機能型施設 様
各介護保険施設 様

熊本市介護保険課長

居宅 (介護予防) サービス計画作成依頼 (変更) 届出書の届出時の
運用について (通知)

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、居宅サービス計画作成依頼 (変更) 届出書 (以下「居宅届」という。) につきましては、変更届の場合、事前に地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所等の届出があった場合に限り、「認定日から 14 日以内 に届出を行う」ことで変更年月日を要介護 (要支援) 認定申請日等まで遡れることとしておりましたが、今後の運用につきましても「認定日から 30 日以内 に届出を行う」ことで遡りを認めることとします。

また、居宅届の届出時について介護保険法施行規則 (以下「規則」という。) 第 7 7 条及び第 9 5 条の 2 において「指定居宅介護支援 (指定介護予防支援) を受けることにつき市町村に届け出ようとする居宅要介護 (要支援) 被保険者は、被保険者証を添付して届出を行わなければならない。」と明記されています。

そこで、今後は規則に基づき居宅届の届出時には被保険者証を添付していただきますよう、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、被保険者証の紛失、破損等により添付できない場合は、居宅届の提出代行時に介護保険被保険者証紛失届を提出し、お手続きいただきますようよろしくお願いいたします。

<連絡先>

熊本市介護保険課

稲岡

電話 : 096-328-2347